

令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が地域おこし協力隊制度を活用して実施する事業（以下「本事業」という。）を円滑に運営するため、国の地域おこし協力隊推進要綱（令和8年総行応第40号。以下「**推進要綱**」という。）および飯島町地域おこし協力隊設置要綱（令和8年飯島町告示第44号。以下「**設置要綱**」という。）に基づき、法人又は団体（以下「**受入団体等**」という。）に対しその業務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受入団体等の要件)

第2条 受入団体等は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 飯島町内に活動拠点となる事務所等（本社、本店、支店もしくは営業所）を有する法人又は任意の団体であると認められるもの。
- (2) 町における地域振興及び地域協力活動に対し、理解を有し、積極的な関わりを持つと認められるもの。
- (3) 企業雇用型地域おこし協力隊の隊員（以下「**雇用型隊員**」という。）の支援ができる組織体制が整っていると認められるもの。
- (4) 自社の既存事業を運営するための補充人材ではなく、新規事業に必要な人材として雇用型隊員を雇用し、町民と連携協力して地域活性化に繋げる意欲があると認められるもの。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び飯島町の入札参加の制限を受けていない者と認められるもの。
- (6) 飯島町競争入札参加資格者名簿に登録されていると認められるもの。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生可能法（平成11年法律第225号）に規定に基づく更生又は再生手続の申立てを行っている者でないと認められるもの。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないと認められるもの。
- (9) 公租公課の滞納がないと認められるもの。

(受入団体等の業務)

第3条 受入団体等は、雇用型隊員の募集及び候補者の選定を行い、設置要綱に定める条件で雇用型隊員を雇用するものとする。

2 受入団体等は、隊員が地域で円滑に活動できるように、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 地域おこしに対する多様な活動の支援
- (2) 年間活動計画の作成に対する支援
- (3) 活動に関する総合調整に対する支援

- (4) 地域が主催する行事への協力に対する支援
- (5) 地域おこしのために町が行うイベントへの協力に対する支援
- 3 受入団体等の責任者は、雇用型隊員の活動状況について、活動月の翌月の10日までにその内容を確認し、町に活動報告書（任意様式）を提出するものとする。
- 4 受入団体等は、雇用型隊員が地域で生活するための住居その他の活動拠点の確保及び地域への定着支援を行うこと。
- （受入団体等への委託期間）
- 第4条 受入団体等への前条の業務（以下「支援業務」という。）の委託期間は、契約を締結した日の翌日から当該年度の末日までとする。ただし、支援業務を実施する当該隊員の任期内において、通算3年を限度に委託契約を継続することができる。
- （事業実施の手続き）
- 第5条 受入団体等は、年度ごとに、飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業実施計画書（様式第1号）（以下「事業実施計画書」という。）を作成し、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、受入団体等から提出された事業実施計画書その他の書類の内容を審査し、適当と認めた場合は、受入団体等と別に定める業務委託契約を締結するものとする。
- （委託料の額）
- 第6条 委託料の額は、推進要綱に定める国が町に対して行う財政措置及び町の予算の範囲内とし、事業実施計画書で算定される合計額以内の額とする。ただし、町長が特に認める場合は、推進要綱に定める財政措置の額を超えることができるものとする。
- （委託料の対象とする経費と会計処理）
- 第7条 町長が受入団体等に委託する支援業務に係る経費は、次の費目の区分によるものとする。
- (1) 雇用型隊員の「募集・選考に要する経費」（消費税及び地方消費税を含む）
- ① 地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費
 - ② 民間求人サイトを活用したPRに要する経費
 - ③ 都市部における募集・PR費
 - ④ 現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
 - ⑤ 職員旅費
 - ⑥ 地域住民への制度説明会に要する経費
 - ⑦ 受入団体に対する研修や審査に要する経費
 - ⑧ 採用前の隊員に対する制度説明会に要する経費
 - ⑨ 隊員・自治体職員・受入団体による合同オリエンテーションや交流会に要する経費
 - ⑩ 全庁的な受入れ研修の実施に要する経費

- ⑪ 各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等
 - (2) 雇用型隊員の「報償費等」(消費税及び地方消費税を含む)
 - ① 報償費等(期末手当等の各種手当を含む。)
 - (3) 雇用型隊員の「活動費」(消費税及び地方消費税を含む)
 - ① 雇用型隊員の指導及び支援に要する事務経費
 - ② 雇用型隊員の活動に要する消耗品費
 - ③ 雇用型隊員の研修に対する研修先への謝金
 - ④ 雇用型隊員が参加する研修プログラムに係る受講費及び旅費
 - ⑤ 地域が主催する行事等に協力するために必要となる物品の購入費
 - ⑥ 雇用型隊員が利用する備品等のリース料
 - ⑦ 雇用型隊員が活動に使用する自動車等の借上料
 - ⑧ 雇用型隊員の活動に対する賃金(例) イベントで講師を依頼した場合の謝礼
 - ⑨ 雇用型隊員が定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
 - ⑩ その他雇用型隊員の活動に必要と認められる経費
- 2 受入団体等は、次の事項を遵守して委託業務の会計経理を行わなければならない。
- (1) 本事業専用の帳簿を設け、前項の費目の区分に従い整理すること。
 - (2) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等の証拠書類は、委託業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
 - (3) 町との委託契約締結以前に実施した業務は、委託料の対象とならない。
 - (4) 町長及び受入団体等が協議の上、町長が特に認めた場合には、受入団体等からの適正な請求に基づき、委託料の一部又は全部を概算払いにより支払うことができるものとし、委託期間終了後、委託料を確定し、精算を行うものとする。
- (事業実施計画の変更)
- 第8条 事業実施計画を変更しようとする受入団体等は、支援業務に係る経費を委託料の20%を超えて減額する場合、飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業実施計画変更(中止)届出書(様式第2号)(以下「事業実施計画変更届出書」という。)により変更の内容を明らかにし、町長の承認を受けるものとする。
- (業務実施状況の確認等)
- 第9条 町は、契約期間中の業務実施状況について、受入団体等及び隊員に聞き取りを行い、受入団体等に対し関係書類等の提出を求めるとともに、本事業の円滑かつ効果的な運営のため必要があると認めた場合には、改善措置を講ずる等の指導を行うことができる。
- (支援業務の中止又は廃止)
- 第10条 受入団体等は、次に掲げる状況の発生により、業務を中止又は廃止する場合は、隊員が活動を継続するための措置を講じた上で、事業実施計画変更届出書により町長に報告し、承認を受けるものとする。
- (1) 受入団体等の経営状況の変化等により、支援業務の継続が不可能となった場合

- (2) 雇用型隊員が活動の取り止めを申し出るなど、支援業務の継続が不可能となった場合

(事業実施結果の報告及び検査)

第 11 条 受入団体等は、飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業実施結果報告書（様式第 3 号）を作成し、これを業務完了後速やかに町長に提出するものとする。ただし、前条により支援業務を廃止した受入団体等は、町長の承認を受けた日から 30 日以内に事業報告書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告書の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、受入団体等に対し隊員の活動調整のための指導を行うものとする。
(支援業務の継続が困難となった場合の措置)

第 12 条 支援業務の継続が困難となった場合には、その原因に応じ次のとおり措置をする。

- (1) 受入団体等の責めに帰すべき事由により支援業務の継続が困難となった場合は、町は委託契約を解除することができるものとする。この場合において、町に生じた損害は、受入団体等が賠償するものとする。(例) 雇用型隊員の雇用期間が 1 年未満など
- (2) 不可抗力等、町又は受入団体等双方の責めに帰することができない事由により支援業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議する。

(秘密の保持)

第 13 条 受入団体等は、支援業務に関して知り得た業務上の秘密について第三者に漏らしてはならない。本事業終了後についても同様とする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。